

第3 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

目次

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 中小企業者等の法人税率の特例</p> <p>第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）関係</p> <p>第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第1款 試験研究費の額</p> <p>第2款 中小企業者</p> <p>第3款 その他</p> <p>第42条の5～第48条（共通事項）関係</p> <p>第42条の5（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p><u>第42条の5の2（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</u></p> <p>第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の7（事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の10（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p>	<p>第1章 中小企業者等の法人税率の特例</p> <p>第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）関係</p> <p>第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第1款 試験研究費の額</p> <p>第2款 中小企業者</p> <p>第3款 その他</p> <p>第42条の5～第48条（共通事項）関係</p> <p>第42条の5（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の7（事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の10（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 42 条の 11</u> 《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p><u>第 42 条の 12</u> 《雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p><u>第 42 条の 13</u> 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係</p> <p>第 43 条 《特定設備等の特別償却》関係</p> <p> 第 1 款 共通事項</p> <p> 第 2 款 公害防止設備</p> <p> 第 3 款 海洋運輸業等</p> <p>第 43 条の 2 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係</p> <p><u>第 44 条</u> 《集積区域における集積産業用資産の特別償却》関係</p> <p><u>第 44 条の 2</u> 《事業革新設備等の特別償却》関係</p> <p><u>第 44 条の 4</u> 《新用途米穀加工品等製造設備の特別償却》関係</p> <p><u>第 44 条の 5</u> 《特定高度通信設備の特別償却》関係</p> <p>第 45 条 《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係</p> <p>第 45 条の 2 《医療用機器等の特別償却》関係</p> <p>第 46 条 《経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却》関係</p> <p> 第 1 款 収入金額基準及び資産価額基準</p> <p> 第 2 款 対象となる資産の範囲等</p> <p>第 46 条の 2 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》関係</p> <p>第 46 条の 3 《支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却》関係</p> <p><u>第 46 条の 4</u> 《次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等</p>	<p><u>第 42 条の 11</u> 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係</p> <p>第 43 条 《特定設備等の特別償却》関係</p> <p> 第 1 款 共通事項</p> <p> 第 2 款 公害防止設備</p> <p> 第 3 款 海洋運輸業等</p> <p>第 43 条の 2 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係</p> <p><u>第 44 条</u> 《地震防災対策用資産の特別償却》関係</p> <p><u>第 44 条の 2</u> 《集積区域における集積産業用資産の特別償却》関係</p> <p><u>第 44 条の 3</u> 《事業革新設備等の特別償却》関係</p> <p><u>第 44 条の 5</u> 《新用途米穀加工品等製造設備の特別償却》関係</p> <p>第 45 条 《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係</p> <p>第 45 条の 2 《医療用機器等の特別償却》関係</p> <p>第 46 条 《経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却》関係</p> <p> 第 1 款 収入金額基準及び資産価額基準</p> <p> 第 2 款 対象となる資産の範囲等</p> <p>第 46 条の 2 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》関係</p> <p>第 46 条の 3 《支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却》関係</p> <p><u>第 46 条の 4</u> 《事業所内託児施設等の割増償却》関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>の割増償却）関係</u></p> <p>第 47 条（サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却）関係 第 47 条の 2（特定再開発建築物等の割増償却）関係 第 48 条（倉庫用建物等の割増償却）関係</p> <p>第 52 条の 3（準備金方式による特別償却）関係</p> <p>第 2 章 準備金等</p> <p>第 55 条～第 57 条の 9（共通事項）関係 第 55 条（海外投資等損失準備金）関係 第 55 条の 5（金属鉱業等鉱害防止準備金）関係 第 55 条の 6（特定災害防止準備金）関係 第 56 条（新幹線鉄道大規模改修準備金）関係 第 57 条の 3（使用済燃料再処理準備金）関係 第 57 条の 4（原子力発電施設解体準備金）関係 第 57 条の 5（保険会社等の異常危険準備金）関係 第 57 条の 6（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）関係 第 57 条の 7（関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金）関係 第 57 条の 8（特別修繕準備金）関係 第 57 条の 9（社会・地域貢献準備金）関係 第 57 条の 10（中小企業等の貸倒引当金の特例）関係</p> <p>第 3 章 削 除</p> <p>第 4 章 鉱業所得の課税の特例</p> <p>第 58 条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係</p>	<p>第 47 条（高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却）関係 第 47 条の 2（特定再開発建築物等の割増償却）関係 第 48 条（倉庫用建物等の割増償却）関係 <u>第 52 条（植林費の損金算入の特例）関係</u> 第 52 条の 3（準備金方式による特別償却）関係</p> <p>第 2 章 準備金等</p> <p>第 55 条～第 57 条の 9（共通事項）関係 第 55 条（海外投資等損失準備金）関係 第 55 条の 5（金属鉱業等鉱害防止準備金）関係 第 55 条の 6（特定災害防止準備金）関係 第 56 条（新幹線鉄道大規模改修準備金）関係 第 57 条の 3（使用済燃料再処理準備金）関係 第 57 条の 4（原子力発電施設解体準備金）関係 第 57 条の 5（保険会社等の異常危険準備金）関係 第 57 条の 6（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）関係 第 57 条の 7（関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金）関係 第 57 条の 8（特別修繕準備金）関係 第 57 条の 9（社会・地域貢献準備金）関係 第 57 条の 10（中小企業等の貸倒引当金の特例）関係</p> <p>第 3 章 削 除</p> <p>第 4 章 鉱業所得の課税の特例</p> <p>第 58 条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第5章 沖縄の認定法人の課税の特例</p> <p>第60条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）関係</p> <p>第5章の2 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例</p> <p><u>第60条の2（国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例）関係</u></p> <p>第6章 協同組合の課税の特例</p> <p>第61条（商工組合等の留保所得の特別控除）関係</p> <p>第7章 認定農業生産法人等の課税の特例</p> <p>第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係</p> <p>第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p> <p>第8章 交際費等の課税の特例</p> <p>第61条の4（交際費等の損金不算入）関係</p> <p>第1款 交際費等の範囲</p> <p>第2款 損金不算入額の計算</p> <p>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</p> <p>第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p>	<p>第5章 沖縄の認定法人の課税の特例</p> <p>第60条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）関係</p> <p>第6章 協同組合の課税の特例</p> <p>第61条（商工組合等の留保所得の特別控除）関係</p> <p>第7章 認定農業生産法人等の課税の特例</p> <p>第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係</p> <p>第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p> <p>第8章 交際費等の課税の特例</p> <p>第61条の4（交際費等の損金不算入）関係</p> <p>第1款 交際費等の範囲</p> <p>第2款 損金不算入額の計算</p> <p>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</p> <p>第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p> <p>第 63 条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第 1 款 課税対象の範囲等</p> <p>第 2 款 収益の額</p> <p>第 3 款 原価の額</p> <p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p> <p>第 10 章 資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第 64 条～<u>第 66 条の 2</u>（共通事項）関係</p> <p>第 64 条～第 65 条の 2（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第 1 款 収用等の範囲</p> <p>第 2 款 補償金の範囲等</p> <p>第 3 款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第 4 款 収用証明書等</p> <p>第 65 条の 2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第 65 条の 3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第 65 条の 4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第 65 条の 5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第 65 条の 5 の 2（特定の長期所有土地等の所得の特別控除）関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p>	<p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p> <p>第 63 条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第 1 款 課税対象の範囲等</p> <p>第 2 款 収益の額</p> <p>第 3 款 原価の額</p> <p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p> <p>第 10 章 資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第 64 条～<u>第 66 条</u>（共通事項）関係</p> <p>第 64 条～第 65 条の 2（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第 1 款 収用等の範囲</p> <p>第 2 款 補償金の範囲等</p> <p>第 3 款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第 4 款 収用証明書等</p> <p>第 65 条の 2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第 65 条の 3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第 65 条の 4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第 65 条の 5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第 65 条の 5 の 2（特定の長期所有土地等の所得の特別控除）関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 2 款 その他</p> <p>第 65 条の 7～第 65 条の 9 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第 3 款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第 4 款 特別勘定</p> <p>第 5 款 その他</p> <p>第 65 条の 11 及び第 65 条の 12 《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例》関係</p> <p>第 65 条の 13 及び第 65 条の 14 《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 2 《平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 その他</p>	<p>第 2 款 その他</p> <p>第 65 条の 7～第 65 条の 9 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第 3 款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第 4 款 特別勘定</p> <p>第 5 款 その他</p> <p>第 65 条の 11 及び第 65 条の 12 《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例》関係</p> <p>第 65 条の 13 及び第 65 条の 14 《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 2 《平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 その他</p>
<p>第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例等</p> <p>第 66 条の 4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係</p> <p>第 1 款 特殊の関係</p> <p>第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第 3 款 比較対象取引</p> <p>第 4 款 独立企業間価格の算定</p>	<p>第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例等</p> <p>第 66 条の 4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係</p> <p>第 1 款 特殊の関係</p> <p>第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第 3 款 比較対象取引</p> <p>第 4 款 独立企業間価格の算定</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 5 款 利益分割法の適用</p> <p>第 6 款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第 7 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第 8 款 申告調整等</p> <p>第 9 款 国外移転所得金額の取扱い等</p>	<p>第 5 款 利益分割法の適用</p> <p>第 6 款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第 7 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第 8 款 申告調整等</p> <p>第 9 款 国外移転所得金額の取扱い等</p>
<p>第 12 章 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例</p> <p>第 66 条の 5 《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係</p>	<p>第 12 章 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例</p> <p>第 66 条の 5 《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係</p>
<p>第 13 章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</p> <p>第 66 条の 6 ～第 66 条の 9 《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 9 の 2 ～第 66 条の 9 の 5 《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例》関係</p>	<p>第 13 章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</p> <p>第 66 条の 6 ～第 66 条の 9 《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 9 の 2 ～第 66 条の 9 の 5 《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例》関係</p>
<p>第 14 章 その他の特例</p> <p>第 66 条の 10 《技術研究組合の所得計算の特例》関係</p> <p>第 66 条の 11 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係</p> <p>第 67 条 《社会保険診療報酬の所得計算の特例》関係</p> <p>第 67 条の 3 《農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 4 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係</p> <p>第 67 条の 6 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例》関係</p>	<p>第 14 章 その他の特例</p> <p>第 66 条の 10 《技術研究組合の所得計算の特例》関係</p> <p>第 66 条の 11 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係</p> <p>第 67 条 《社会保険診療報酬の所得計算の特例》関係</p> <p>第 67 条の 3 《農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 4 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係</p> <p>第 67 条の 6 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例》関係</p>

改 正 後	改 正 前
第 67 条の 12 (組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係 第 68 条 (特定の協同組合等の法人税率の特例) 関係 第 68 条の 2 の 3 (適格合併等の範囲等に関する特例) 関係 第 1 款 合併法人等 第 2 款 特定軽課税外国法人 第 68 条の 5 (適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例) 関係	第 67 条の 12 (組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係 第 68 条 (特定の協同組合等の法人税率の特例) 関係 第 68 条の 2 の 3 (適格合併等の範囲等に関する特例) 関係 第 1 款 合併法人等 第 2 款 特定軽課税外国法人 第 68 条の 5 (適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例) 関係

二 第 42 条の 5 ～第 48 条 ((共通事項) 関係)

改 正 後	改 正 前
(特定設備等の特別償却の計算) 42 の 5～48(共)－1 措置法第 42 条の 5 第 1 項、 <u>第 42 条の 5 の 2 第 1 項</u> 、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 7 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、 <u>第 42 条の 11 第 1 項</u> 、第 43 条から第 45 条の 2 まで及び第 46 条の 2 から第 48 条まで…………… (特別償却等の適用を受けたものの意義) 42 の 5～48(共)－2 ……………措置法第 42 条の 5 第 1 項、 <u>第 42 条の 5 の 2 第 1 項</u> 、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 7 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、 <u>第 42 条の 11 第 1 項</u> 及び第 43 条から第 48 条までの規定 (同法第 68 条の 10 第 1 項、 <u>第 68 条の 10 の 2 第 1 項</u> 、第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 12 第 1 項、第 68 条の 14 第 1 項、 <u>第 68 条の 15 第 1 項</u> 、第 68 条の 16、第 68 条の 17、 <u>第 68 条の 20</u> 、第 68 条の 21、第 68 条の 24 から第 68 条の 27 まで…………… (適格合併等があった場合の特別償却等の適用)	(特定設備等の特別償却の計算) 42 の 5～48(共)－1 措置法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 7 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 43 条から第 45 条の 2 まで及び第 46 条の 2 から第 48 条まで…………… (特別償却等の適用を受けたものの意義) 42 の 5～48(共)－2 ……………措置法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 7 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項及び第 43 条から第 48 条までの規定 (同法第 68 条の 10 第 1 項、第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 12 第 1 項、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の 16、第 68 条の 17、 <u>第 68 条の 19 から第 68 条の 21 まで</u> 、 <u>第 68 条の 24</u> 、 <u>第 68 条の 26</u> 、 <u>第 68 条の 27</u> …………… (適格合併等があった場合の特別償却等の適用)

改 正 後	改 正 前
<p>42 の 5～48(共)－4 ……………第 42 条の 10、<u>第 42 条の 11</u>……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>……………</p> <p>(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)</p> <p>42 の 5～48(共)－5 ……………措置法第 42 条の 5 第 4 項、<u>第 42 条の 5 の 2 第 4 項</u>……………第 42 条の 9 第 3 項、<u>第 42 条の 10 第 4 項又は第 42 条の 11 第 4 項</u>……………</p>	<p>42 の 5～48(共)－4 ……………第 42 条の 10……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>……………</p> <p>(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)</p> <p>42 の 5～48(共)－5 ……………措置法第 42 条の 5 第 4 項……………第 42 条の 9 第 3 項又は第 42 条の 10 第 4 項……………</p>

三 第 42 条の 5 ((エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(エネルギー需給構造改革推進設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>42 の 5-8 ……………</p> <p>……………<u>遡って</u>……………</p>	<p>(エネルギー需給構造改革推進設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>42 の 5-8 ……………</p> <p>……………<u>さかのぼって</u>……………</p>

四 第 42 条の 5 の 2 ((エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 42 条の 5 の 2 ((エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)) 関係</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p> <p><u>42の5の2-1 措置法第42条の5の2第1項に規定する法人が、その取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をした機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該法人の営む事業の用に供したもとして同条の規定を適用する。</u></p>	(新 設)
<p><u>(附属機器等の同時設置の意義)</u></p> <p><u>42の5の2-2 平成23年6月30日付財務省告示第219号の別表において本体と同時に設置することを条件として、措置法第42条の5の2第1項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等に該当する旨の定めのある附属の機器等（以下「附属機器等」という。）には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属機器等が含まれるものとする。</u></p>	(新 設)
<p><u>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>42の5の2-3 法人が、措置法第42条の5の2第2項に規定する「中小企業者」に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした機械その他の減価償却資産を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p>	(新 設)
<p><u>(エネルギー環境負荷低減推進設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p> <p><u>42の5の2-4 法人が措置法第42条の5の2第1項（同法第68条の10の2第1項を含む。）に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等を事業の用に供した日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下「供用年度」という。）後の事業年度において当該エネ</u></p>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>ルギー環境負荷低減推進設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあったエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る措置法第 42 条の 5 の 2 第 2 項（同法第 68 条の 10 の 2 第 2 項を含む。）に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p> <p><u>（申告に係るその控除を受けるべき金額）</u></p> <p><u>42 の 5 の 2-5 措置法第 42 条の 5 の 2 第 8 項及び第 9 項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」の意義については、42 の 4 (3)-4 の取扱いを準用する。</u></p>	<p>（新 設）</p>

五 第 42 条の 6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（事業年度の中途において中小企業者に該当しなくなった場合等の適用）</p> <p>42 の 6-1 ……………</p> <p>……………（以下「指定事業」という。）……………<u>措置法規則第 20 条の 2 の 3 第 5 項又は第 6 項</u>……………</p> <p>⑥ ……………</p> <p>……………以下同じ。……………</p> <p>（取得価額の判定単位）</p> <p>42 の 6-2 ……………</p> <p>⑥ <u>措置法規則第 20 条の 2 の 3 第 1 項各号</u>……………</p>	<p>（事業年度の中途において中小企業者に該当しなくなった場合等の適用）</p> <p>42 の 6-1 ……………</p> <p>……………（以下 <u>42 の 6-10 まで</u>において「指定事業」という。）……………</p> <p>……………<u>措置法規則第 20 条の 2 の 2 第 5 項又は第 6 項</u>……………</p> <p>⑥ ……………</p> <p>……………以下 <u>42 の 6-8</u>において同じ。……………</p> <p>（取得価額の判定単位）</p> <p>42 の 6-2 ……………</p> <p>⑥ <u>措置法規則第 20 条の 2 の 2 第 1 項各号</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(事業の判定)</p> <p>42の6-5 (㊦) <u>措置法規則第20条の2の3第7項第11号</u>.....</p> <p>(その他これらに類する事業に含まれないもの)</p> <p>42の6-6<u>措置法規則第20条の2の3第7項第2号括弧書</u>..... </p> <p>(附属機器等の同時設置の意義等)</p> <p>42の6-9 <u>措置法規則第20条の2の3第1項第1号</u>..... (㊦) <u>措置法規則第20条の2の3第1項第2号</u>.....</p> <p>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>42の6-10<u>遡って</u>.....</p>	<p>(事業の判定)</p> <p>42の6-5 (㊦) <u>措置法規則第20条の2の2第7項第11号</u>.....</p> <p>(その他これらに類する事業に含まれないもの)</p> <p>42の6-6<u>措置法規則第20条の2の2第7項第2号かっこ書</u>..... </p> <p>(附属機器等の同時設置の意義等)</p> <p>42の6-9 <u>措置法規則第20条の2の2第1項第1号</u>..... (㊦) <u>措置法規則第20条の2の2第1項第2号</u>.....</p> <p>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>42の6-10<u>さかのぼって</u>.....</p>

六 第42条の7(事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事業基盤強化設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>42の7-10<u>遡って</u>.....</p>	<p>(事業基盤強化設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>42の7-10<u>さかのぼって</u>.....</p>

七 第 42 条の 9 (沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(工業用機械等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算) 42 の 9-12 <u>遡って</u>	(工業用機械等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算) 42 の 9-12 <u>さかのぼって</u>

八 第 42 条の 10 (沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(経営革新設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算) 42 の 10-6 <u>遡って</u>	(経営革新設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算) 42 の 10-6 <u>さかのぼって</u>

九 第 42 条の 11 (国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<u>第 42 条の 11 (国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却 又は法人税額の特別控除) 関係</u>	(新 設)
<u>(取得価額の判定単位)</u>	(新 設)
<u>42 の 11-1 措置法令第 27 条の 11 第 1 項に規定する機械及び装置の一台又は一 基の取得価額が 2,000 万円以上であるかどうかについては、通常一単位として 取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時 に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になっ て使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその</u>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>判定を行うことができるものとする。</u></p>	
<p><u>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</u></p>	(新 設)
<p><u>42 の 11-2 措置法令第 27 条の 11 第 1 項に規定する機械及び装置又は建物等及び構築物の取得価額が 2,000 万円以上又は 1 億円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置又は建物等及び構築物が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p>	
<p><u>(特別償却等の対象となる建物の附属設備)</u></p>	(新 設)
<p><u>42 の 11-3 措置法第 42 条の 11 第 1 項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u></p>	
<p><u>(特定国際戦略事業の用に供したものとされる資産の貸与)</u></p>	(新 設)
<p><u>42 の 11-4 措置法第 42 条の 11 第 1 項に規定する指定法人が、その取得等をした同項に規定する特定機械装置等（以下「特定機械装置等」という。）を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定機械装置等が同項に規定する国際戦略総合特別区域内において専ら当該指定法人の同項に規定する特定国際戦略事業（以下「特定国際戦略事業」という。）のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該指定法人の営む特定国際戦略事業の用に供したものとして同条の規定を適用する。</u></p>	
<p><u>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p>	(新 設)
<p><u>42 の 11-5 法人が特定機械装置等を特定国際戦略事業の用に供した日を含む事</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下「供用年度」という。）後の事業年度において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定機械装置等に係る措置法第42条の11第2項（同法第68条の15第2項を含む。）に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p> <p><u>（申告に係るその控除を受けるべき金額）</u></p> <p><u>42の11-6 措置法第42条の11第8項及び第9項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」の意義については、42の4(3)-4の取扱いを準用する。</u></p>	<p>（新 設）</p>

十 第42条の12（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第42条の12（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）関係</u></p> <p><u>（中小企業者等であるかどうかの判定の時期）</u></p> <p><u>42の12-1 法人が措置法第42条の12第1項の中小企業者等に該当するかどうかは、当該適用年度終了の時の現況によって判定するものとする。</u></p> <p><u>（他の者から支払を受ける金額の範囲）</u></p> <p><u>42の12-2 措置法第42条の12第2項第6号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれ</u></p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>る。</p> <p><u>(1) 雇用保険法施行規則第 110 条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則第 6 条の 2 に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額</u></p> <p><u>(2) 法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人(以下「出向者」という。)に対する給与を出向元法人(出向者を出向させている法人をいう。以下同じ。)が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人(出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下同じ。)から支払を受けた給与負担金の額(出向先法人の負担すべき給与に相当する金額に限る。)</u></p> <p><u>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</u></p> <p><u>42 の 12-3 措置法第 42 条の 12 第 4 項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」の意義については、42 の 4(3)-4 の取扱いを準用する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

十一 第 42 条の 13(法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第 42 条の 13</u> 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係</p> <p>(控除可能期間の判定)</p> <p><u>42 の 13-1 法人が措置法第 42 条の 13 第 1 項</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 42 条の 11</u> 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係</p> <p>(控除可能期間の判定)</p> <p><u>42 の 11-1 法人が措置法第 42 条の 11 第 1 項</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>

十二 第 43 条 ((特定設備等の特別償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(特別償却の対象となる特定設備等)</p> <p>43(1)-1</p> <p>.....<u>全て</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(新增設備の範囲)</p> <p>43(2)-1 の 3</p> <p>.....<u>設置をするもの</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>(特別償却の対象となる特定設備等)</p> <p>43(1)-1</p> <p>.....<u>すべて</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(新增設備の範囲)</p> <p>43(2)-1 の 3</p> <p>.....<u>設置するもの</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p><u>④ 上記(2)の指定公害防止用設備が措置法規則第 20 条の 6 第 1 項及び第 3 項第 2 号に規定する「規制基準に係る数値で除して計算した割合」及び「処理能力」に係る要件を満たすものであるかどうかは、その指定公害防止用設備の全体によって判定するものとする。</u></p>

十三 旧第 44 条 ((地震防災対策用資産の特別償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 44 条 ((地震防災対策用資産の特別償却) 関係</u></p> <p><u>(大規模地震対策特別措置法施行令第 4 条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行う法人であるかどうかの判定の時期)</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>44-1</u> 法人が措置法令第 28 条の 4 第 1 項に規定する「大規模地震対策特別措置法施行令第 4 条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行う法人」に該当する法人であるかどうかは、その取得又は製作若しくは建設をした措置法第 44 条第 1 項に規定する地震防災対策用資産（以下「地震防災対策用資産」という。）を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</p> <p><u>(地震防災対策用資産を事業の用に供した日の判定)</u></p> <p><u>44-2</u> 措置法第 44 条第 1 項の規定を適用する場合における地震防災対策用資産を事業の用に供した日は、当該地震防災対策用資産をその設置場所に設置した日によるものとする。</p>

十四 第 44 条（集積区域における集積産業用資産の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 44 条</u>（集積区域における集積産業用資産の特別償却）関係</p> <p>（圧縮記帳をした集積産業用資産の取得価額）</p> <p><u>44-1</u> 措置法第 44 条第 1 項……………</p> <p>④ ……………</p> <p>（機械及び装置の取得価額の判定単位）</p> <p><u>44-2</u> ……………</p> <p>（工場用の建物及びその附属設備の意義）</p>	<p><u>第 44 条の 2</u>（集積区域における集積産業用資産の特別償却）関係</p> <p>（圧縮記帳をした集積産業用資産の取得価額）</p> <p><u>44 の 2-1</u> 措置法第 44 条の 2 第 1 項……………</p> <p>④ ……………</p> <p>（機械及び装置の取得価額の判定単位）</p> <p><u>44 の 2-2</u> ……………</p> <p>（工場用の建物及びその附属設備の意義）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>44-3</u> ……………</p> <p>(特別償却の対象となる工場用の建物の附属設備)</p> <p><u>44-4</u> ……………</p> <p>(工場用とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p><u>44-5</u> ……………</p> <p>……………措置法第44条第1項……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(指定集積事業の用に供しているかどうかの判定)</p> <p><u>44-6</u> 法人が措置法第44条第1項……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p><u>44-7</u> ……………措置法第44条第1項……………</p> <p>(注) ……………</p>	<p><u>44の2-3</u> ……………</p> <p>(特別償却の対象となる工場用の建物の附属設備)</p> <p><u>44の2-4</u> ……………</p> <p>(工場用とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p><u>44の2-5</u> ……………</p> <p>……………措置法第44条の2第1項……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(指定集積事業の用に供しているかどうかの判定)</p> <p><u>44の2-6</u> 法人が措置法第44条の2第1項……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p><u>44の2-7</u> ……………措置法第44条の2第1項……………</p> <p>(注) ……………</p>

十五 第44条の2(事業革新設備等の特別償却)関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第44条の2</u> (事業革新設備等の特別償却) 関係</p>	<p><u>第44条の3</u> (事業革新設備等の特別償却) 関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(特定認定事業者等であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>44の2-1</u> 法人が、<u>措置法第44条の2第1項各号</u>……………</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p><u>44の2-2</u> ……………<u>措置法第44条の2第1項</u>……………</p>	<p>(特定認定事業者等であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>44の3-1</u> 法人が、<u>措置法第44条の3第1項各号</u>……………</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p><u>44の3-2</u> ……………<u>措置法第44条の3第1項</u>……………</p>

十六 第44条の4(新用途米穀加工品等製造設備の特別償却)関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第44条の4</u> (新用途米穀加工品等製造設備の特別償却)関係</p> <p>(事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p><u>44の4-1</u> ……………<u>措置法第44条の4第1項</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>	<p style="text-align: center;"><u>第44条の5</u> (新用途米穀加工品等製造設備の特別償却)関係</p> <p>(事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p><u>44の5-1</u> ……………<u>措置法第44条の5第1項</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>

十七 第44条の5(特定高度通信設備の特別償却)関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第44条の5</u> (特定高度通信設備の特別償却)関係</p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>44の5-1</u> 法人が、<u>措置法第44条の5第1項</u>に規定する「中小企業者」に該当する法人であるかどうかは、その取得又は製作若しくは建設をした<u>措置法第44条の5第1項</u>に規定する特定高度通信設備(以下「特定高度通信設備」という。)</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p> <p><u>(附属装置等の同時設置の意義)</u></p> <p><u>44の5-2 平成23年8月30日付総務省告示第403号においてサーバー用の電子計算機と同時に設置することを条件として、特定高度通信設備に該当する旨の定めのある附属の補助記憶装置若しくは電源装置又は加入者系光ファイバケーブル等（以下「附属装置等」という。）には、一の計画に基づきサーバー用の電子計算機を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属装置等が含まれるものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>

十八 第45条の2（医療用機器等の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(主たる事業でない場合の適用)</p> <p>45の2-3 <u>措置法第45条の2第1項</u>……………</p> <p>(事業の判定)</p> <p>45の2-4 ……………<u>措置法第45条の2第1項</u>……………</p>	<p>(主たる事業でない場合の適用)</p> <p>45の2-3 <u>措置法第45条の2第1項から第3項まで</u>……………</p> <p>(事業の判定)</p> <p>45の2-4 ……………<u>措置法第45条の2第1項から第3項まで</u>……………</p> <p>……</p>

十九 第 46 条（経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（内部取引等による益金の額の総収入金額からの除外）</p> <p>46(1)－3 …………… ……………<u>及び</u>法第 48 条等の規定による特別勘定の益金算入額…………… ……………</p> <p>（2 以上の製品の加工等を行う場合の統一的計算）</p> <p>46(1)－7 …………… ……………<u>全て</u>……………</p> <p>（割増償却の対象となる資産）</p> <p>46(2)－1 …………… ……………<u>全て</u>……………</p>	<p>（内部取引等による益金の額の総収入金額からの除外）</p> <p>46(1)－3 …………… ……………<u>、</u>法第 48 条等の規定による特別勘定の益金算入額<u>及び</u>令第 188 条第 8 項の規定による事業継続要件を満たさない場合等の益金算入額…………… ……………</p> <p>（2 以上の製品の加工等を行う場合の統一的計算）</p> <p>46(1)－7 …………… ……………<u>すべて</u>……………</p> <p>（割増償却の対象となる資産）</p> <p>46(2)－1 …………… ……………<u>すべて</u>……………</p>

二十 第 46 条の 2（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 46 条の 2 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》関係</p> <p>（障害者として取り扱うことができる者）</p> <p>46 の 2－1 ……………<u>措置法第 46 条の 2 第 2 項第 1 号</u>……………</p> <p>（公共職業安定所の長の証明）</p>	<p>第 46 条の 2 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》関係</p> <p>（障害者として取り扱うことができる者）</p> <p>46 の 2－1 ……………<u>措置法第 46 条の 2 第 3 項第 1 号</u>……………</p> <p>（公共職業安定所の長の証明）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>46 の 2-2 <u>措置法令第 29 条の 2 第 2 項及び第 4 項から第 7 項まで</u>……………</p> <p>…</p> <p>(短時間労働者等の意義)</p> <p>46 の 2-4 <u>措置法令第 29 条の 2 第 4 項、第 5 項第 1 号及び第 7 項</u>……………</p> <p>…<u>同条第 5 項第 3 号</u>……………</p>	<p>46 の 2-2 <u>措置法令第 29 条の 2 第 2 項、第 9 項及び第 10 項</u>……………</p> <p>(短時間労働者等の意義)</p> <p>46 の 2-4 <u>措置法令第 29 条の 2 第 9 項及び第 10 項第 1 号</u>……………<u>同項第 3 号</u>……………</p>

二十一 旧第 46 条の 4 (事業所内託児施設等の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	第 46 条の 4 (事業所内託児施設等の割増償却) 関係
(廃 止)	<p><u>(遊戯具その他の器具及び備品の同時取得等の意義)</u></p> <p><u>46 の 4-1 措置法第 46 条の 4 第 1 項において託児施設と同時に取得又は製作をすることを条件として事業所内託児施設等に該当することとされている遊戯具その他の器具及び備品には、その託児施設の設置に当たり、当初から取得又は製作をすることが予定されていたもので、当該託児施設の取得等の前後相当期間内に取得又は製作をする遊戯具その他の器具及び備品が含まれるものとする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(中小事業主であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>46 の 4-2 措置法第 46 条の 4 第 1 項に規定する償却限度額の計算に当たり、法人が同項に規定する中小事業主に該当する法人であるかどうかは、同項に規定する適用事業年度終了の日における現況によって判定するものとする。</u></p>